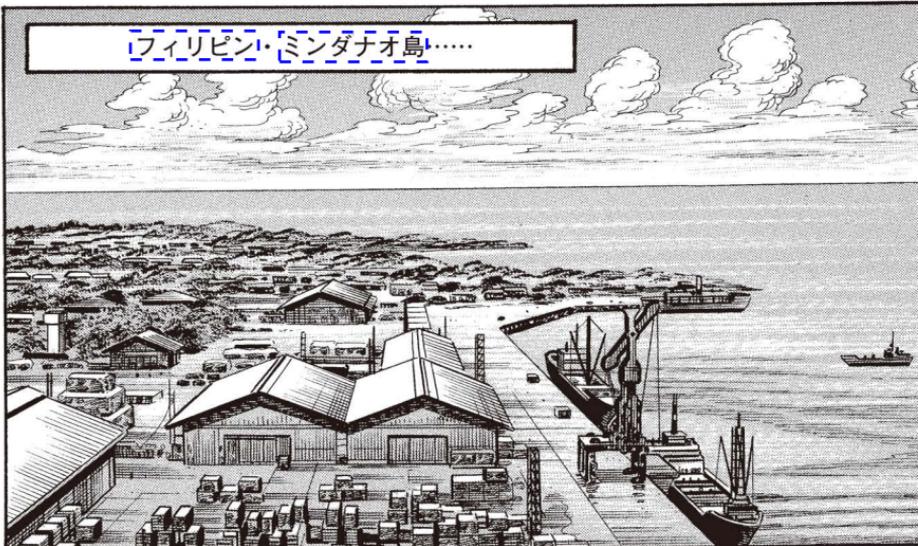




PART 7

安全のための三原則と 「自由」の代償

フィリピン・ミンダナオ島……



お、俺をどうする気だ！
俺は日本人なんだ。
君ら「ツイッター」とは
友人同士じゃないか！

後生だから
助けてくれ！

※・約4千5百万円

俺たちの
目的は
金だ。

身代金が
入れば、
解放する。

俺はただの
商社マンだ。
大金を払えるよう
な身分ではない！

土屋さん、
既に鈴木商事には
※2千万ペソを
要求したところだ。

なぜ、
俺の名前を
知っている!?

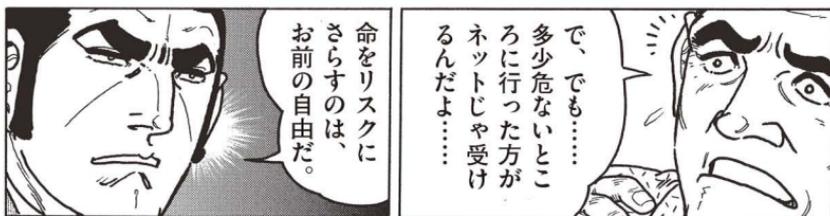
自分でツイッター
に書き込んでい
るじゃないか
……

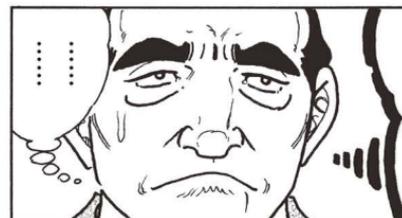
日本人って
のはのんき
なものだな
！

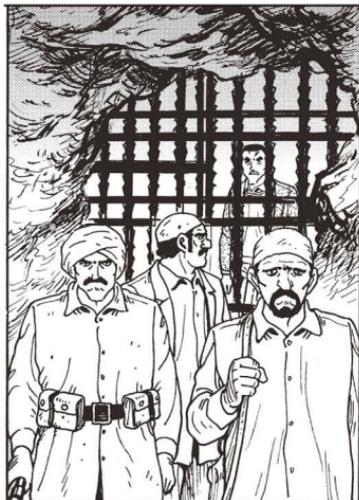
……
……

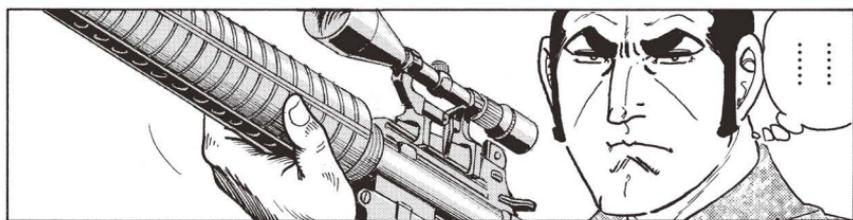
一ヶ月前、俺は
ゴルゴから忠告
を受けて
いたが、
それに従わ
なかった……
まさか本当
になるとは
……

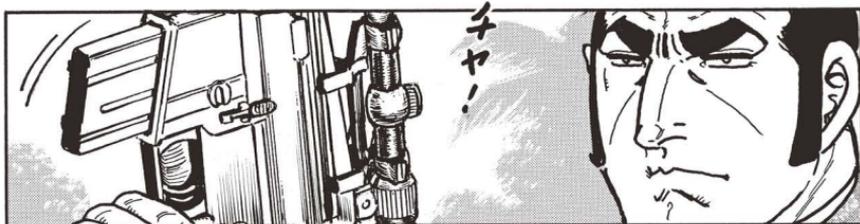
鈴木商事
マニラ支店の
土屋だな……？













※：約6千8百万円



7 安全のための三原則と長期滞在時の

注意事項 その1

(1) 安全のための三原則

海外渡航・赴任に当たっては「自分と家族の安全は自分たちで守る」、「予防が最良の危機管理である」という心構えを持ち、行動に当たっては「安全のための三原則」を守ることが、危険を避けることに役立ちます。

「安全のための三原則」とは、

- ① 目立たない
 - ② 行動を予知されない
 - ③ 用心を怠らない
- を指します。

当たり前のことのように感じますが、この三原則を慣れない海外生活の中で守り続けることは容易ではありません。常に自分の行動が「安全のための三原則」に適っているかについて、意識して確認する必要があります。

安全の
ための
三原則っ
!!



① 目立たない

犯罪者やテロリストは、目立つ人物を標的として、選ぶ場合がありま
す。渡航先・赴任先において必要以
上に華美な服装や宝飾品をつける、
目立つ車に乗る、公共の場で大声で
会話をする、今後の予定を「S」「N」「S」
(ソーシャル・ネットワーキング・
サービス)に書き込む、渡航先の政
治・文化・宗教等に関する批判をす
ることなどは、目立つのみならず、
積極的に標的とされる可能性を高め
ますので、避けるべきです。

② 行動を予知されない

犯罪者やテロリストの立場で考

目立たない……



えると、行動パターンが決まってい
るターゲットは、先回りができるの
で襲撃の計画が立てやすい相手と言
えます。通勤・通学・日常の買いも
のなど、外出する際のルートや時間
をワン・パターン化することは、狙
われる危険性を高めることにつなが
ります。できるだけ移動のルートや
時間などをランダムにすることで、

自分の行動を予知されないようにすることが重要です。ただし、国によっては移動ルートが1つしかない、移動時間を変えられないといった事情もあり得ます。この場合は警備を強化するなどの工夫が必要です。

③用心を怠らない

現地に着したばかりの頃は安全対策に気を配っていても、生活に慣れてくると最初の頃に意識していた注意事項がおろそかになる場合があります。また、現地の治安情勢は様々な要因で大きく変化します。

「ラサギ(ラビット)のように臆病」なデューク・東郷のように、常に用

心を怠らないためには普段から日常的に関連情報の収集を行いながら、安全対策を定期的に見直す機会をつくることが重要です。

(2) 住居の安全対策の継続的な見直し

事前の情報収集に基づいて選んだ住居ですが、安全対策がそれで十分だということとはほとんどありません。実際に現地状況を確認したうえで必要に応じて追加で安全対策を講じることが大切です。

一般的に、犯罪者は侵入が比較的簡単な住宅をターゲットにする傾向があります。周囲の住宅より自宅の安全対策が緩ければ、ターゲットになる可能性が高く

なります。したがって、近隣の住民がどのような安全対策をとっているかを調べて参考とすることが必要です。自宅の安全対策が周囲の住宅と比べて同等以上であるかを確認し、弱点となる部分があれば必要な対策を行うようにします。

住居の安全対策を講じるにあたっては、住宅に3つの防衛線を想定して対策を考えることは有効な方法です。

第1次の防衛線…敷地境界線、共通

の出入り口

第2次の防衛線…建物の外周

第3次の防衛線…避難室の外周

(詳しくは115ページのチェックリストを参照)



ミスはそこにあり、
指されるのを
待っている……

(3) 日常生活における安全対策

(ア) **在留届の提出**

在留届は日本国大使館や総領事館が現

地に居住する日本人の情報を把握し、緊急事態が発生した際に迅速な援護・支援などを行うための基盤となる不可欠なデータです。海外に住所または居所を定めて3か月以上滞在する日本人には提出が義務付けられています（旅券法第16条）。長期滞在時の海外安全対策では、現地の日本国大使館や総領事館による支援は極めて重要であり、在留届は忘れずに提出するようにしましょう。

在留届は、邦人保護の基礎データですので帰国や連絡先変更の場合には変更手続きをとってください。なお、在留届を提出していれば、3か月未満の滞在を対象とした「たびレジ」の登録は不要です。

(イ) 周辺住民より目立たない

「目立たない」は「安全のための三原則」の一つです。現地における日常の行動は、現地の習慣や価値観を考慮し、派手な生活や現地の人々の反感をかうような行動は慎む必要があります。事前の情報収集に加えて、現地で得た情報や印象なども総合して、なるべく目立たない生活を心がけることが大切です。

(ウ) 来訪者への対応

日常生活においても「用心を怠らない」（安全のための三原則）ことは危険を避

けるために重要です。面識のない来訪者への対応は、身元や用件が確認できるまでドアチェーン越しに対応することが基本です。ドアを開ける前に不審な同行者はいないか、不審な車はないかなどを確認したうえで、まずはチェーンを付けたまま細目にドアを開け、再度確認をしたうえでドアを開けるようにすると良いでしょう。訪問者が知人であっても、見知らぬ人が同行していたり、突然の訪問や深夜・早朝など、通常あまり訪問がないような時間の来訪には、注意が必要です。

電気・水道・ガスなどの工事関係者についても、安易に敷地内に入れることはせず、用件・事務所・名前などを確認の上、身分証明証の提示を求め、さらに事務所にも確認するくらいの用心深さが必要で
す。

配達物の受け取りについても慎重に对应します。犯罪の発生状況や配達時間帯などを考慮し、慎重な受け取り方法が必要だと判断した場合には、荷物は扉の外などに置いてもらい、受領書はドアを開けずに隙間などを使ってやり取りをします。配達人が帰った後、周囲の安全を確認してから扉を開けて受け取るようにします。

(エ) 慣れに気を付ける

赴任当初は安全対策に気を配っていても、現地での生活に慣れてくると次第に

安全対策への気配りがおろそかになる場合があります。特に念入りに安全対策を準備したにも関わらず、半年間何も危険な目に遭わなかった、などの状況になると気が緩むこともあるでしょう。安全対策をおろそかにすると、それだけ危険に遭遇する可能性は高まります。普段から日常的な情報収集を欠かさず、定期的に安全対策を見直すなど気を引き締める機会を持つことが、自分の身を守ることに繋がります。

(オ) 家族の安全対策

家族の安全対策も、個人の安全対策と同じく「自分たちの身は自分たちで守る」



相手が何者であろうと、
武器を持った人間を
前にして話せるほど
俺は自信家じゃあ
ない……

(第32巻「帝王の島」より)

という心掛けが必要になります。そのために、家族とは安全対策の内容や方法について共有します。「安全のための三原

則」や生活における心構え、来訪者への対応方法、緊急時の対応・連絡方法など、本マニュアルに記載している内容で必要な部分を理解してもらうように心掛けます。また、日ごろの情報収集によつて得られた内容も共有し、安全対策への意識を高めることも大切です。

日々の生活においては、家族の行動予定・居場所について常に把握しておくべきです。不測の事態が起きたときには、お互い連絡を取り合えるように方法を決めておくとともに、予定に変更が生じた際には必ず連絡することも大切です。

子どもの安全に関しては、日本にいるとき以上に注意します。遊ぶときはでき

るだけ親が側にいる、通学路の安全を親自身が確認する、安全対策について学校と話し合うなど、できる限りの対応をすることが重要です。

(カ) 定期的な見直し

安全対策には定期的な見直しが必要で
す。例えば月に1回程度、日時をカレンダーや予定表に書き込んでおき、見直しのきっかけにしてはどうでしょうか。

(4) 通勤時間・経路のランダムな変更

犯罪者やテロリストからすると毎日同じ時間に同じ経路を利用する者は行動を

予測しやすく、狙いやすい存在です。通勤の時間・経路などがワン・パターン化することは避け、出来るだけランダムにすることで「行動を予知されない」（安全のための三原則）ことを心がけることが重要です。

子どもの通学、日常の買い物などについても、同様の注意を払うことが大切です。

(5) メイド、運転手など現地スタッフへの注意と活用

(ア) 雇用にあたって

メイドや運転手などの使用人は、家族と長い時間を過ごし、家族に関する多くの情報に接する立場になりますので、信頼できる人物を雇用できるかどうかは安全対策の重要なカギになります。雇用にあたっては、公募によらず信頼できる人から紹介を受けることが適切です。候補者については可能な範囲で経歴・家庭環境・経済状況などの情報を確認する、公的機関が発行したIDの写しを入手するなどして、信用できるということを自らが確信できる人物を雇うようにします。

(イ) 安全対策の共有・徹底

使用人には、家族同様に安全対策の心

得を教え、共有することが大切です。来訪者への対応方法、不在時の対応方法、安全運転教育などを通じて安全対策を担う一員であるとの自覚を持たせることが必要です。

●メイド

メイドには家族同様しっかりと安全対策の心得を教育することが大切です。来訪者への対応、家族が不在時の外部からの問い合わせ対応などについて十分に教えておきます。また、外出時には緊急連絡先を共有することは必要ですが、行動予定の管理については慎重に行います。

●運転手

専用の運転手を雇う場合には、安全運転教育を徹底し、必要に応じてドライフェンシブ・ドライブの受講をさせ、運転手自身が安全確保に重要な役割を担っているとの自覚を持たせるようにします。

(ウ) 使用人との関係

使用人との関係には注意を払います。例えば、自宅内で貴重品や現金等を放置することは、出来心による盗みの誘因となる可能性があります。自宅といえども油断せず、緊張感を持って行動することが大切です。

情報管理についても注意が必要です。自分や家族の行動予定等については、最低限の情報を直前に知らせるなど、情報が漏れる可能性を念頭に置きながら、慎重に管理します。

使用人に対しては適切な管理・指導・観察が必要です。甘すぎる管理や厳しすぎる管理、使用人のプライドを傷つけるような指導は避けるようにします。現地事情に詳しい人や既に現地で生活している知人がいれば、アドバイスを受け参考にする役立ちます。また、使用人が犯罪の手引きをしたり、犯罪者に利用される可能性もあるので、言動・態度、外出や休日の行動などは注意して観察し、何か変化があれば使用人の解雇や行動予定

の変更など、新たな安全対策の検討が必要です。

使用人を解雇する場合は、必要に応じて追加の手当てを支給したり、職探しのために紹介状を書くなどの配慮も必要になりますので留意しておきましょう。



(参考) 自社マニュアル作成のための滞在中チェックリスト 3つの防衛線による住居の安全対策

①住居の敷地境界線、②建物外周、③建物内部の3か所に物理的・段階的な防衛線を設け、これらに人的・物的両面から必要な対策をとり、外部からの侵入などの住居に対する各種の危険から防護するという考え方が極めて効果的（次の図を参照ください）。

■ 第1次防衛線

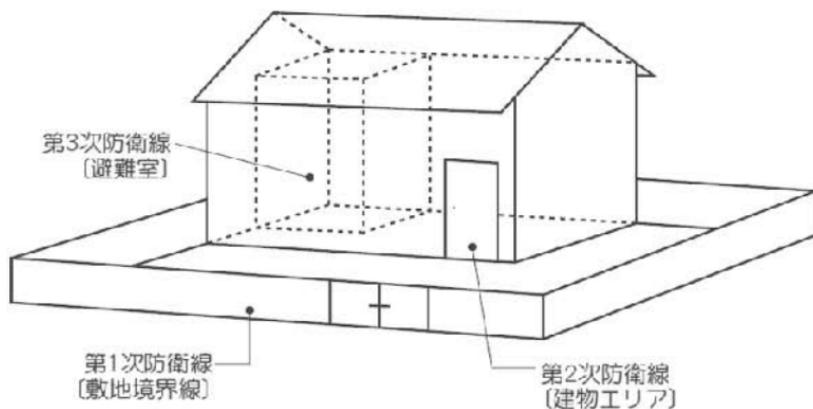
外周の防衛線で、独立家屋の場合には敷地境界線、集合住宅の場合には共通の出入口（ロビー玄関外側の扉）。

■ 第2次防衛線

内周の防衛線で、独立家屋の場合は敷地の外周を構成する線、集合住宅の場合には住宅部分の外周を構成する防衛線。

■ 第3次防衛線

内周の防衛線で、独立家屋、集合住宅いずれの場合も第2次防衛線内に設けた避難区域（通常主寝室）に設定する防衛線。



(ア) 独立家屋の第1次防衛線の安全対策

(a) 外塀

- 独立家屋を取り巻く四方のうち三方は、他の住居に囲まれているか
- 外部から簡単に侵入できない構造か
- 高さや堅牢性は十分か
- 外壁を乗り越えられる箇所はないか
- 外塀から直接住居の2階や屋根に忍び込み得る構造にないか
- 外周に照明設備はあるか
- 塀の上に障害（例えば、鉄条網、忍び返し）が設置されているか
- 侵入警戒装置、監視カメラなどが設置されているか
- 外部から住宅内部がのぞかれないか

(b) 門扉

- 鍵がなければ容易に侵入できない構造か
- 外塀の高さと堅牢性に合致しているか
- 来訪者を確認する手段（インターフォン、監視カメラなど）があるか
- 周辺に照明設備があるか
- 周辺に犯人が身を潜める場所はないか
- 門扉内部から外の安全を確認できるか
- さらに警備強化のための警備員の配置は必要か

(c) 駐車場（車庫）

- 住宅敷地内にあって部外者が容易に入れない構造か
- 車の出し入れが迅速かつ安全に行えるか
- 駐車場の扉は人の出入扉と区分されているか
- 遠隔操作方式による扉の自動開閉装置があるか
- 駐車場内に犯人が身を潜める場所はないか
- 駐車場内外に照明設備があるか

(d) 庭

- 庭と建物外周に照明設備があるか
- 敷地内に犯人が身を潜める場所はないか
- 樹木などは十分に手入れがなされ、除草されているか
- 2階や屋根に忍び込む際の手助けとなる物はないか
- はしごなどが放置されていないか

イ) 集合住宅の第1次防衛線の安全対策

(a) 建物共通の出入口（玄関ロビー）

- 建物内部へは居住者以外の者が勝手に出入りできない構造か

YES NO

YES NO

- すべての出入口は管理人又は守衛により管理されているか
- すべての出入口は堅牢で、施錠可能か
- 周辺に犯人が身を潜める場所はないか
- 出入口周辺に照明設備があるか
- 来訪者の確認（インターフォン、監視カメラ）が容易か
- 夜間の出入口の管理は万全か
- 守衛、カード読み取り機、監視カメラなどの管理が十分か

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(b) 駐車場

- 敷地内（外堀の内側）にあつて部外者が容易に入れにくい構造か
- 車の出し入れが迅速かつ安全に行えるか
（守衛による駐車場扉の開閉、遠隔操作式の自動開閉装置）
- 24時間体制で管理人又は守衛により管理されているか
- 周辺に犯人が身を潜める場所はないか
- 照明設備は十分か
- 夜間の管理は万全か

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(c) 建物

- 警報装置はあるか
- 防火設備、非常階段などはあるか
- 内外の照明設備は十分か
- 犯人が侵入しやすい箇所（弱点）はないか
- 耐震性は十分か

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

犯人の侵入を防ぐとの意味では、集合住宅（3階以上）の方が独立家屋よりは防御性が一般的に高く、隣人の援助が得られ易いので、安全対策も比較的安価で済みます。

ただし、3階以上の住居が望ましいと言っても、現地の消防救助活動の限界を超える高さの住居は避けるべきです。

ウ) 第2次防衛線の安全対策

(a) 入口扉（玄関）

- 扉と扉の枠は頑丈か
- 2つ以上の錠前とドアチェーンがついているか（又は扉が二重か）
- 扉に覗き穴、インターフォン（監視カメラ付きが望ましい）などの訪問者を確認する手段があるか
- 扉の周囲に窓（犯人が手を伸ばして扉を開けることができるようなもの）がないか
- 周辺に照明設備（常夜灯）があるか

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

YES NO

- 故障の際の修理道具、スペアタイヤ、バンク応急改修資材、牽引ロープ、充電用ケーブル、消火器、応急用医薬品などが搭載されているか
- 車の盗難、事故などのすべてをカバーする自動車保険に加入したか
- 自動車保険の対人補償は、滞在地の支払い額を十分にカバーしているか
- 盗難防止装置、自動車電話機、小型無線機などの設置を考えたか

(イ) 日常の車の整備

- 常に良好な状況にあるか
- 燃料は常にタンクの半分以上あるか
- 常に管理の十分な駐車場に駐車しているか（路上駐車は避ける）
- ドアは常にロックしているか
- トランク内に予備の水、エンジンオイルなどを積んでいるか
- 目立つようなステッカーなどを付けていないか
- 貴重品や車両登録書類を車内に放置していないか

(ウ) 車での移動

- 乗り降りの都度周囲の安全を確認しているか
- 車に乗り込む際は、車の外周、下、室内（特に後部座席）を点検しているか
- 勤務日あるいは休日に予測可能な行動パターンをとっていないか（定時の出勤・退社、決まった経路、定期的なレクリエーション・買物など）
- 目的地での駐車は守衛などにより管理されている所を利用し、路上駐車を避けているか
- 目的地までの道路事情を把握しているか
- 警察、病院、軍・政府関係施設などの位置を把握しているか
- 目的地までの経路と代替経路を事前に計画しているか
- 走行中はドアをロックし、窓を閉めているか
- 走行中でも貴重品を外部から見える位置に置いていないか
- 移動は脇道避け、交通量の多い大通りを走行しているか
- 2本以上の車線のある道路では中央レーン寄りに走行しているか
- 走行中に車間距離を保っているか
- 不審者に尾行された場合の対処行動をあらかじめ計画しているか

YES NO

- 不審者・不審車両などの概要を記録するための機器（例えばデジタルカメラ、ドライブレコーダー）を携行しているか
- 走行中は同乗者全員が周囲を警戒しているか
- 緊急の際、電話をかけることができるか（現地語、現地通貨、電話番号リスト）
- 長距離を移動する場合は、夜間を避け、単独行動を避けているか
- 気象状況の変化（雪など）に対する準備は十分か

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(工) 運転手を雇用する場合

- 運転手に緊急時に必要な運転技術教育を行っているか
- 運転手にガードマンとしての自覚を持たせているか
- 運転手に常に車の側にいるように指示しているか
- 時には助手席に座ることを心掛けているか
- 非常時の合図などを決めているか

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

車両の安全対策

車両で移動する時、乗り降りの際、駐車場（車庫）から幹線道路までの間が最も危険度が高く、ねらわれやすくなります。自宅を出る前には、不審な車や人物が周囲にいないか注意し、少しでも異常を感じたなら安全が確認されるまで乗車しないようにします。帰宅時も同様に自宅周辺の安全を十分確認してから駐車場に入れることが重要です。また、毎日同じ時刻、同じ通勤経路を利用するのは、一般犯罪のみならず誘拐、テロなどの標的にもなりやすくなります。移動のパターンをわずかに変えるだけでも、犯罪者の意図を挫いたり、その計画を放棄させたりするには十分な効果があります。

(ア) 引越後

- 周囲の環境、道路（特に一方通行路）、地形に慣れる努力をしたか
- 警察、病院、消防などの位置と連絡方法を確認したか
- 最寄りの知人宅の位置と連絡方法を確認したか
- 隣人との良好な関係維持に努力しているか
- 住居の安全対策上の弱点を把握したか
- 住居の安全対策上の弱点を補うべく検討したか
- 警備員の雇用を検討したか
- 近所がどのような安全対策をとっているか確認したか

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(イ) 訪問者に対する注意

- 訪問者の身元を確認してから対応しているか
- 配達人（物）に対する警戒は十分か
- 見知らぬ者（物売り、工事人など）を敷地内に入れていないか

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

YES NO

(ウ) 使用人に対する注意

- 使用人の雇用は、信頼できる人からの紹介によるものか
- 使用人の身元調査（特に正直さと信頼性）を行ったか
- 公的機関の発行した身分証明書などの写しを入手したか
- 安全上の心得を機会あるごとに教えているか
- 来訪者の応対要領、電話応対時の注意などを徹底したか（家人が留守の時の応答要領は特に重要）
- 許可なく来訪者を敷地内に入れないよう指導しているか
- 家人不在時の緊急連絡先を使用人に知らせているか
- 家人の旅行日程、外出などの行動予定を使用人に伝えていないか
- 使用人に隙（犯罪を誘発する環境）を見せていないか
- 常に適切な管理と指導を行っているか
- 外出、休日の行動、心情の変化を掴んでいるか
- 使用人が複数の場合、責任者を指定しているか

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(エ) 家族に対する注意

- 家族各人は安全に関心を持っているか
- 家族各人は住宅に異常があった時の行動を熟知しているか
- 自宅の電話（無線機）の使い方を知っているか
- 家族旅行の計画、その他の予定を他人に漏らしていないか
- 子女の通学路の安全は十分か
- 家族各人の行動、居場所を常に把握しているか
- 常に家族全員が直ちに連絡を取り合える体制になっているか
- 家族各人の行動、予定に変更がある場合には連絡を取り合っているか

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(オ) 外出に際しての注意

- 毎回決まった場所や日程で外出をしていないか
- 戸締りの点検を行ったか
- 外出前に使用人などに対する指導は十分行ったか
- 出発・帰宅時に周囲の警戒を怠っていないか
- 社交の場などにおいて、現地の反感を買うような発言をしていないか

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(カ) 電話

- 電話のかけ方を家族全員が知っているか
- 携帯電話機、衛星電話機、衛星携帯電話機・無線機などのバックアップの通信手段はあるか、また、その使用方法を習熟しているか

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

YES NO

- 電話機の側に緊急連絡リストが常備されているか
- メモ、筆記具、要すれば電話録音機が設置されているか
- 電話帳に自宅の電話番号、住所が掲載されていないか
- 電話をとる際、こちらから名乗っていないか
- 間違い電話に対してこちらの番号を教えていないか
- 不審な電話に対する処置を各人が知っているか
- 脅迫電話があった場合の処置を各人が知っているか
- 使用人が私用で電話をかけていないか

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(キ) 鍵

- 鍵の取扱いに十分注意しているか
- 鍵は常時携帯し、保管にも注意しているか
- 鍵に脱落防止措置（鎖や紐を付ける）をしているか
- 使用人に鍵を貸与していないか
- 入居時に重要な鍵の交換を考慮したか
- 鍵を紛失したとき、錠前の交換をしたか
- 錠前の取り付けや予備鍵の作成は信頼できる業者に委託しているか

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(ク) 休暇などの際の措置と対策

- 信頼できる警備会社があるか
- 信頼できる警備員がいるか
- 信頼できる知人に時々点検してもらえるか（時々駐車場に駐車してもらい、電気をつけてもらい、ゴミを出してもらい、カーテンを開いてもらうなど）
- 自動タイマー（テレビ・ラジオなど）又は感光式の照明（ラジオなど）の設置を検討したか

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>